

昭和二十七年五月二十日受理
答 弁 第 三 六 号

(質問の 三六)

内閣衆質第三六号

昭和二十七年五月二十日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 讓 治 殿

衆議院議員並木芳雄君提出米機による損害補償等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出米機による損害補償等に関する質問に対する答弁書

- 一 先般、東京都北多摩郡砂川村において発生したB 29墜落事故に対する見舞金の支給は、昭和二十七年四月三十日完了したが、その詳細は次の通りである。

家財等見舞金	四四件	二、九三一、〇三九円	最高	六六九、五八四円
			最低	三五〇円
			平均	六六、六一五円
住宅見舞金	七二件	六、一三一、七五一円	最高	八七三、五三六円
			最低	六〇六円
			平均	八五、一六三円
合計	一一六件	九一世帯	一世帯平均	九九、五九一円

- 二 砂川村長による横田基地よりの汚水流出による農作物等に対する損害補償の申請は、昭和二十四年十二月二十六日受理したが、内容を調査した結果、内容になお不明確なところがあつたので再調査をしたところ、更に昭和二十五年十一月一日付申請書の再提出があつた。そこで翌昭和二十六年一月十三日付

の文書をもつて、軍側に補償支拂いの承認を要請したが、再三の要求にもかかわらず、平和條約発効日の本年四月二十八日までは軍側からは、調査中との理由で何ら回答に接しなかつた。

そこで、今後において本件を善処すべく目下研究中である。

右答弁する。